



日・中社会保障協定



背景

- 中国は、我が国企業の最大の海外進出先の一つ。（対中直接投資総額:32.7億ドル(2017年)(前年比5.1%増)）
- 2011年10月、中国において、外国人被用者に対し年金制度への加入が義務づけられた。
- その結果、日本から中国に派遣される駐在員には、両国の年金制度への強制加入が発生。
➡ 保険料の二重負担が生じている。
- 2018年5月、両国首脳の下で本協定に署名(我が方:河野外務大臣。先方:王國務委員兼外交部長。)



主な内容

双方の制度への強制加入に伴う保険料の二重負担の解消^(注)

- ◆ 相手国に派遣される駐在員は、実際の滞在期間に応じ両国の年金制度の適用を調整。
 - ◇ 派遣から5年以内 : 派遣元国の年金制度にのみ強制加入
 - ◇ 派遣から5年を超えた場合 : 原則派遣先国の年金制度にのみ強制加入

早期締結の必要性

- 保険料負担の軽減により、両国間の人的・経済的交流を一層促進する。なお、2018年は、日中平和友好条約締結40周年。
- 経済界から強い要望あり。(日本企業の負担軽減効果は、概算で年間約550億円規模。)

(注) 保険期間の通算規定は、中国側の立場(他国とのこれまでの社会保障協定において設けられていない)及び将来的に通算規定を設ける可能性が排除されていないことを踏まえ、早期発効の観点から、現時点では含めないこととした。

- 人口: 13.9億人(2017年)
- 一人当たりGDP: 8,643米ドル(2017年)
- 在留邦人: 124,162人(2017年10月)
- 進出日系企業: 32,349社(2017年10月)
- 進出分野: 製造業、卸売業ほか

(参考)

- 日本は、18か国(ドイツ、英国、米国、韓国、インド等)との社会保障協定が発効済み。(2018年10月現在。)
- 中国は、8か国(ドイツ、韓国、デンマーク、カナダ、フィンランド、スイス、オランダ、スペイン)との社会保障協定が発効済み。(2018年10月現在。)